

**苫小牧市移動支援等に係る訪問型サービス事業
(訪問型サービスD事業及び移動外出支援サービス事業)**

提供団体募集要領

苫小牧市福祉部介護福祉課

1 目的

苫小牧市（以下「市」という。）では、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施し、従来の介護保険サービスとあわせて、移送前後の生活支援又は通いの場への送迎を提供できる体制整備を進めています。

移動支援を充実させるにあたり、要支援の認定を受けている方を含む高齢者等に対する移送前後の生活支援又は通いの場への送迎の提供を行う団体を募集します。

2 事業概要

支援が必要な高齢者に対して移送前後の生活支援又は通いの場への送迎を提供する団体を市が選考し、事業に係る経費に充てるための補助金を交付します。

3 補助金の対象事業

(1) 訪問型サービスD事業

サービスの提供区域が市内であり、要支援者及び基本チェックリストにおいて該当となった事業対象者（以下「要支援者等」という。）のうち次に掲げる要件をいずれも満たす者に対して行う移送前後の生活支援又は通いの場への送迎を対象とします。

ア 通院等又は介護予防に資する活動若しくは事業が行われる場所への移動を必要とする者

イ 公共交通機関等を利用してアに掲げる場所に移動することが困難と認められる者

(2) 移動外出支援サービス事業

訪問型サービスD事業を実施する団体において当該事業と一体的に実施し、かつ、サービスの提供区域が当該事業と同一の区域であり、要支援者等以外の65歳以上の高齢者及び40歳から64歳までの要介護1～5いずれかの認定を受けている者のうち（1）ア・イに掲げる要件をいずれも満たす者に対して行う移送前後の生活支援又は通いの場への送迎を対象とします。

(3) その他

補助金額等の詳細については、苫小牧市訪問型サービスD事業補助金交付要綱及び苫小牧市移動外出支援サービス事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を御確認ください。

4 補助対象団体の指定及び実施期間

(1) 補助対象団体の選定

交付要綱に基づき、訪問型サービスD事業及び移動外出支援サービス事業を実施する補助対象団体を選定します。

(2) 実施期間

実施期間は、指定日から当該指定日の属する年度の末日までとします。

次年度も指定の継続を希望する場合は、当該実施期間の末日までに、事業提案書（様式第1号）その他必要書類を提出してください。

5 補助の対象とならない場合

次の各号に該当する場合、交付要綱に基づく補助の対象となりません。

(1) 交付要綱に基づき補助金を受けようとする事業に対し、国や他の地方公共団体等から補助、助成等の財政的援助を受けている場合

(2) 交付要綱の規定のほか、公序良俗に反するなど適当でないと認められる場合

6 サービス提供状況の報告

訪問型サービスD事業及び移動外出支援サービス事業の提供状況について、月ごとにサービス提供実績を取りまとめ、市に報告する必要があります。

なお、市が必要と認めるときは、事業の運営状況について実地調査を行い、必要な指示を行うことがあります。

7 応募要件

応募に当たっては、本市に住所を有する団体であるほか、下表に示す要件を満たす必要があります。

要件	訪問型サービスD事業	移動外出支援サービス事業
人員	◇ 管理者又は責任者を配置すること。 ※ 訪問型サービスD事業及び移動外出支援サービス事業の両事業を兼務可	
従事者	◇ 有償又は無償のボランティアによる場合、安全なサービス提供のため、ボランティア保険に加入のこと。	
利用対象者	◇ 要支援者（要支援1又は要支援2の認定を受けた者）及び事業対象者のうち次に掲げる要件をいずれも満たす者 1 通院等又は介護予防に資する活動若しくは事業が行われる場所への移動を必要とする者 2 公共交通機関等を利用して前号に掲げる場所に移動することが困難と認められる者	◇ 訪問型サービスD事業の対象者を除く65歳以上の高齢者及び要介護1～5の認定を受けた40～64歳の者のうち左欄の1・2に掲げる要件をいずれも満たす者
サービス提供区域	◇ 市内全域又は各地域包括支援センターの担当区域、町内会単位等の地域単位であること。	

8 応募方法

(1) 募集要項、提案書等の配布

市ホームページからダウンロードできます。市ホームページからダウンロードできない場合は、介護福祉課総務係に御連絡ください。

URL :

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/kaigoyobou/houmonb.html>

(2) 募集期間

年度当初から事業を実施しようとする場合は、前年度の3月10日までに必要書類を提出してください。年度途中から事業を実施しようとする場合は、まず介護福祉課総務係に御相談ください。

(3) 受付時間

午前8時45分から午後5時15分まで（土日祝日を除く。）

(4) 応募方法

必要書類を苫小牧市役所福祉部介護福祉課（1階15番窓口）に持参

(5) 提出書類（各1部）

ア 訪問型サービスD事業のみに応募する場合

(ア) 苫小牧市訪問型サービスD事業提案書（様式第1号）

(イ) 実施計画書及び実施計画予算書

(ウ) 団体概要書

(エ) 規則（会則）

(オ) 会員の名簿

(カ) その他市長が必要と認める書類

イ 訪問型サービスD事業及び移動外出支援サービス事業に応募する場合

(ア) ア（ア）～（オ）に定める書類

(イ) 苫小牧市移動外出支援サービス事業提案書（様式第1号）

(ウ) 実施計画書及び実施計画予算書

(エ) 団体概要書

(オ) 規則（会則）

(カ) 会員の名簿

(キ) その他市長が必要と認める書類

※（エ）～（カ）の書類は、（ア）と重複する場合、1部のみ提出。

(6) 留意事項

ア 移動外出支援サービス事業のみの応募はできません。

イ 提出のあった書類は、理由を問わず返却しません。

ウ 提出書類の作成などの応募にかかる費用は、応募者の負担とします。

9 審査方法

提出書類の内容を確認の上、必要に応じてヒアリングを実施し、市が訪問型サービスの提供団体に適している団体であることを審査します。

(1) 審査の観点

- ア 応募要件を満たす団体であるか
- イ サービス提供に係る予算及び計画が妥当であるか
- ウ 提供するサービス内容が適切であるか
- エ サービスの提供区域が妥当であるか
- オ その他補助金の交付に当たり必要な事項

(2) 審査結果の通知

審査結果は、書面により通知します。

10 審査結果の公表

審査結果及び事業の実施団体の概要等については、市ホームページにおいて公表します。

11 その他

- (1) 応募に当たっては、自主運営とするための自主財源の確保についても、あらかじめ検討すること。
- (2) 実施団体の指定を受けた場合であっても、当該年度の予算が成立しなかった場合その他の事情により、事業を実施しない又は補助金を交付しないことがあります。
- (3) サービスの提供による効果や利用者の感想等について、市から実施団体に対し確認を行うことがあります。

【書類提出・問い合わせ先】

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市福祉部介護福祉課総務係

TEL 0144-32-6340 (直通)

FAX 0144-31-4526

MAIL kaigo@city.tomakomai.hokkaido.jp